

業 務 委 託 契 約 書

- 1 委託業務の名称 吉野ヶ里遺跡発掘調査現場警備委託
- 2 履 行 期 間 自 令和7年10月1日
至 令和8年3月31日
- 3 履 行 場 所 神埼郡吉野ヶ里町田手2553-1、2560-5
- 4 委 託 料 ¥
うち取り引きに係る消費税額及び地方消費税額 ¥ は、委託料に110分の10
を乗じて得た額である。
- 5 契 約 保 証 金 佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第115条第3項
第3号の規定により免除

上記の委託業務について、委託者 佐賀県 を甲とし、受託者 を乙とし、
次の条項により委託契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。
本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 7 年 月 日

甲 佐賀市城内一丁目1番59号
佐賀県文化・観光局 文化課
文化財保護・活用室長

乙

(総則)

第1条 乙は、甲が示した別紙の「警備業務委託仕様書」に基づき、警備保障業務をおこなうものとする。

2 前項の「仕様書」に明記されていない仕様があるときは、甲乙協議して書面により定める。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙は、この契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、業務の一部について書面により甲の承諾を得たときはこの限りではない。

(再委託等の禁止)

第3条 乙は、委託業務の全部若しくは一部の処理を他に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、業務の一部について書面により甲の承諾を得たときはこの限りではない。

(現場責任者)

第4条 乙は、業務履行をつかさどる現場責任者を定め、書面によりその氏名を甲に通知しなければならない。

(業務完了の確認)

第5条 乙は、警備状況について、日報を作成するとともに毎月分をまとめて、翌月に提出すること。

甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況につき調査をし、又は報告を求めることができる。

(業務内容の変更等)

第6条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止させることができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は、甲乙協議して定める。

(損害のため必要を生じた経費の負担)

第7条 委託業務の処理に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために必要を生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責に帰する事由による場合においては、これを甲が負担するものとし、その額は甲乙協議して定める。

(機器の設置)

第8条 機械警備に要する機器は、乙の責任において設置地、契約が終了した際は、乙の責任において機器を速やかに撤去するものとする。

(安全管理)

第9条 乙は、契約期間内の業務遂行に際して、その安全管理には十分留意しなければならない。

(委託料の支払い)

第10条 この契約に基づく委託料の支払いは、月払いとし、甲は業務履行完了確認後、乙からの正当な請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払わなければならない。

(延滞金)

第11条 乙の責に帰する事由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間後に完了する見込があると認めたときは、甲は乙から延滞金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項の延滞金は、委託料に対して、延長日数に応じ年 2.5%の割合を乗じて計算した金額とする。

3 甲の責に帰する事由により第 12 条第 2 項の規定による委託料の支払いが遅れた場合には、乙は甲に対して遅滞日数について年 2.5%の割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

(損害賠償)

第 12 条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を補償しなければならない。

(秘密の保持)

第 13 条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(契約外の条項)

第 14 条 この契約に定めのない事項、又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。